

様式第 17 号（第 20 条関係）

ひたちなか市指令第 761 号

許 可 証

住 所 ひたちなか市
高野 1968 番地 2
氏 名 株式会社 カツタ
代表取締役 望月 福男

令和 6 年 2 月 13 日に申請のあった「一般廃棄物処理業」については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	ひたちなか市高野 1968 番地 2 株式会社 カツタ
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 混合ごみ，し尿汚泥，感染性一般廃棄物（焼却） 不燃ごみ，粗大ごみ（破碎） 木くず，紙くず，プラスチック類（固形燃料化） し尿汚泥，沈殿槽汚泥（脱水）
収集・運搬及び処分の別	処分【中間処理（焼却・破碎・固形燃料化・脱水）】
処 分 の 場 所	ひたちなか市大字高野字永田 1968 番地 1 1968 番地 2 1973 番地 1
営 業 の 区 域	ひたちなか市及び他市町村
処 分 料 金	
営業許可期間	令和 6 年 3 月 9 日から令和 8 年 3 月 8 日まで
条 件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令（市条例等を含む。）を遵守するほか，市長の指示に従うこと。

令和 6 年 3 月 4 日

ひたちなか市長 大 谷 明

